



レジ袋有料化をきっかけに、 地球にやさしい社会を

プラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）は、日々の暮らしの中で身近な存在です。

それだけに今回の有料化を通じて、「環境のためにできることはなんだろう」と

考えるきっかけになるのではないのでしょうか。

たとえば、マイバックを持ち歩く習慣が生まれるなど、

環境のために一人ひとりのライフスタイルに変革を促すことが本制度の目的です。

また、プラスチック製買物袋の売上の用途については事業者自らが判断するものですが、

すでにプラスチック製買物袋の売上の一部を環境保全や社会貢献に活用している事業者も存在します。

消費者だけではなく、事業者の方々もこれからの環境や社会のために

できることを考えるきっかけとして本制度をご活用ください。



レジ袋有料化 Q&Aガイド

毎日の中で
できることから



はじまる、新しいくらしの習慣

2020年
7月スタート



**レジ袋有料化に
関するホームページ**

レジ袋有料化について、より詳しい情報は
ホームページからでも確認ができます。
ぜひ、ご利用ください。

プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン
プラスチック製買物袋の有料化に関する詳細な情報が確認できます。

広報ツール
プラスチック製買物袋有料化を告知するポスターや
チラシ、POPなどをダウンロードすることができます。

説明会について
各地で開催されるプラスチック製買物袋有料化に
ともなう説明会の情報を掲載いたします。

レジ袋有料化7月1日



レジ袋有料化
お問合わせ窓口
受付時間 / 9:00~18:15
(土・日・祝日を除く)

 **事業者向け**
 **0570-000930**

 **消費者向け**
 **0570-080180**

財務省



農林水産省
MAFF

経済産業省



レジ袋有料化 Q&Aガイド

2020年7月1日より、全国一律でプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）の有料化がスタートします。
ここではプラスチック製買物袋有料化が実施されるにあたって確認すべき内容をQ&A形式でご紹介します。

Q.1

なぜ、プラスチック製買物袋の有料化をするのか？

A

海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、プラスチック製買物袋の有料化を通じて、マイバッグの持参など、消費者のライフスタイルの変革を促すことが目的です。

Q.2

プラスチック製買物袋の有料化はいつから？

A

2020年7月1日から全国一律で開始します。ただし、前倒しで有料化することを推奨しています。

Q.3

提供するプラスチック製買物袋の価格や売上の使途は決められているのか？

A

価格や売上の使途は制度の趣旨・目的を踏まえて事業者自ら設定してください。（ただし、プラスチック製買物袋1枚当たりの価格が1円未満になるような価格設定をすることは有料化には当たりません）

Q.4

どのような事業者が対象なのか？

A

プラスチック製買物袋を扱う小売業を営む全ての事業者です。
法令の対象外の業種であっても自主的取組として有料化を実施することを推奨しています。

判断ポイント 01 / 小売業を行うか

対象



主な業種が小売業ではない事業者（製造業やサービス業など）も、事業の一部として小売業を行っている場合も対象。

※小売業とは各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、自動車部分品・付属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業

判断ポイント 02 / 事業であるか

対象外



反復継続性などをもとに総合的に判断。

フリーマーケットなど

Q.5

すべてのプラスチック製買物袋が対象となるのか？

A

法令の対象となるプラスチック製買物袋



消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製の買物袋

判断ポイント 01 / 素材

対象



プラスチック

対象外



紙 布

判断ポイント 02 / 持ち手

対象



持ち手がある

対象外



持ち手が無い

判断ポイント 03 / 商品を入れるか

対象



袋の中身が商品

対象外



景品 試供品
※表示等により商品と明確に区別されるもの

判断ポイント 04 / 辞退できるか

対象



消費者が辞退できる

対象外



袋が商品の一部 別の法令で定められたもの（免税の袋など）

法令の対象外となるプラスチック製買物袋

以下の3点については、法令に基づく有料化の対象とはなりません、あらゆるプラスチック製買物袋を有料化することにより過剰な使用を抑制していくことが基本です。環境性能が認められる以下の袋への転換にご協力をお願いします。



01

プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上

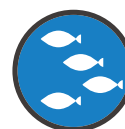
厚さが50マイクロメートル以上の袋は、繰り返し使用することが可能なため、プラスチック製買物袋の過剰な使用抑制につながることから対象外です。

【必要な表示について】

フィルムの厚さが50マイクロメートル以上であり、繰り返し使用を推奨する旨の記載、または記号。

表示例

「この袋は50µm以上あり、繰り返し使用することが推奨されています」



02

海洋生分解性プラスチックの配合率100%

海洋環境下で分解する性質を持つプラスチックを100%使用したものは対象外です。ただし、その機能については科学的根拠に基づく共通の技術評価手法によって、第三者から認定、または認証を受けている必要があります。

【必要な表示について】

海洋生分解性プラスチックの配合率が100%であることが第三者により認定または認証されたことを示す記載、または記号。

表示例

「この袋は○○○○機関によって認証された、海洋生分解性プラスチックの配合率が100%の買物袋です」



03

バイオマス素材の配合率が25%以上

プラスチック製買物袋の素材のうち、25%以上がバイオマス素材の袋は対象外です。

【必要な表示について】

バイオマス素材の配合率が25%以上であることが第三者により認定または認証されたことを示す記載、または記号。

表示例

「この袋は○○○○機関によって認証された、バイオマス素材の配合率が25%以上の買物袋です」

